

---

**銀行分野のオープン API に係る電文仕様標準について**  
**第 2 版**

---

版数	発行日	改訂履歴
初版	2017年7月13日	「オープン API のあり方に関する検討会報告書」の別紙として、預金に係る、残高照会および入出金取引明細の電文仕様標準を策定。
第2版	2018年12月27日	預金に係る、振込の電文仕様標準を追記。「オープン API のあり方に関する報告書」の別紙から単独文書に変更。

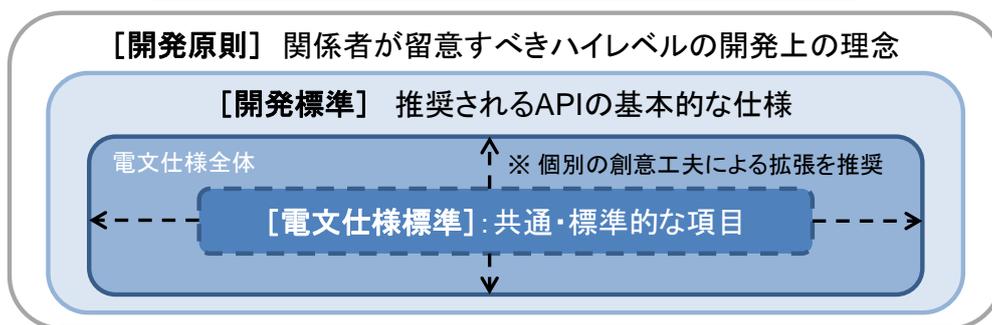
## 目 次

<b>1. はじめに</b> .....	3
<b>2. 電文仕様標準の目的と位置付け</b> .....	3
<b>3. 電文仕様標準</b> .....	4
3.1 残高照会 .....	4
3.1.1 個人預金口座 .....	4
3.1.2 法人預金口座 .....	5
3.2 入出金取引明細照会 .....	6
3.2.1 個人預金口座 .....	6
3.2.2 法人預金口座 .....	8
3.3 振込 .....	10
3.3.1 個人預金口座からの振込 .....	10
3.3.2 法人預金口座からの振込 .....	11
<b>4. 共通事項</b> .....	13

## 1. はじめに

- a 本文書は、「オープン API のあり方に関する検討会報告書」<sup>1</sup>（以下、同報告書という）を踏まえ、預金に係る、①残高照会、②入出金明細照会、③振込<sup>2</sup>を当面の対象として、API のメッセージ上の標準的な項目やその定義等の目安となる「電文仕様標準」を定めるものである。
- b 同報告書「API 仕様の標準化について」（8 頁）においては、当面の API 開発上の指針として、本文書で定める「電文仕様標準」のほか、関係者が API を開発するに当たって留意すべき「開発原則」、推奨される API の基本的な仕様を定める「開発標準」の三点が定められている。本文書の参照にあたっては、これら他の指針も併せて確認されたい。
- c なお、本文書は、API 連携を目指す銀行と FinTech 企業等が個別に協議して仕様を検討することや各銀行におけるオープン API に係る戦略等を踏まえた仕様の汎用性や拡張性を確保する取組みを妨げるものではなく、むしろこれらの取組みは積極的に推奨される。

### 【参考】開発原則、開発標準、電文仕様標準の関係



## 2. 電文仕様標準の目的と位置付け

- a 「電文仕様標準」は、API のメッセージ上の標準的な項目やその定義等の目安を定めるものである<sup>3</sup>。項目の規定に際し、以下 2 区分を定義する。
  - 標準項目：各項目の定義が明確であり、且つ最低限必要と考えられるもの。
  - 拡張項目：任意項目の例示位置付け。各金融機関で定義が異なるもの等。

1 原文は、<https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/8261/> から入手可能。本文書は、同報告書「4.1 a」を踏まえ、「オープン API のあり方に関する検討会」において、預金に係る、振込の電文仕様標準の整理を行い、同報告書の別紙を改訂したものである。同検討会の名簿は別添のとおり。

2 同一銀行内の振替は除く。

3 なお、OAuth2.0 の詳細仕様等については、2018 年 12 月現在、OpenID Foundation Financial API WG(FAPI WG)において標準化作業が実施されているため、本文書では、API 連携サービスに関する電文仕様についてのみ定めている。

- b 「電文仕様標準」は、FinTech サービスにおいて使用される基本的な項目やデータについて、定義の一貫性を確保し、接続相手方において加工、集計／統合を容易化するとともに、利用者の誤認を防止し、もってオープン・イノベーションが醸成されやすい環境の実現を後押しすることを目的としている。
- c 「電文仕様標準」への準拠は、各銀行において検討・判断される<sup>4</sup>。  
また、最終的な仕様は、電文仕様標準に機械的に準拠するのではなく、API の汎用性、拡張性も十分考慮するとともに、接続相手方との協議やサービスの特性等を踏まえて、決定されることが重要である。
- d 「電文仕様標準」は、一般社団法人全国銀行協会が事務局となって、銀行界、IT 事業者、API 接続先企業等の各関係者の意見も参考<sup>5</sup>にしつつ、取りまとめられた。今後も必要に応じて内容の追加や見直しの検討が行われること、および関係者における API 開発上の指針として参照されることを期待する。

### 3. 電文仕様標準

#### 3.1 残高照会

個人預金口座、法人預金口座それぞれに係る残高照会機能を有する API の応答メッセージの電文仕様標準を以下のとおりとする。

##### 3.1.1 個人預金口座

[応答メッセージ]

#	項目	値の記述方法	説明
標準項目			
1	口座識別子 <sup>*1, 2</sup>	任意に設定	対象口座を特定するための情報 例)任意のキー項目(支店コード、預金種目など)と口座番号を組み合わせた値
2	通貨コード <sup>*3</sup>	原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	通貨単位を示す。 例) JPY、USD (ISO4217 の場合)
3	現在残高	半角表記。原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	応答時点または基準日時に おける現在残高を示す。
4	基準日 <sup>*4</sup>	原則として、RFC3339、ISO8601 / JISX0301 等の標準規格に準拠。	応答日付、もしくは現在残高および支払可能残高の基準日を示す。

<sup>4</sup> 「電文仕様標準」は標準 (Standard) であり、規則 (Regulation) ではない。なお、「電文仕様標準」に準拠しようとする銀行のうち、先行して API を開発済の銀行においては、バージョンアップやリプレイス等のタイミングで準拠を目指すといった様々な取組みが考えられる。

<sup>5</sup> 例えば、入出金取引明細にて借入や負債、支払等をマイナスにするなど、表現の統一を図ることで、新しいサービスの提供が期待されるとの意見が寄せられた。

#	項目	値の記述方法	説明
5	基準時刻 <sup>*4</sup>	原則として、RFC3339、ISO8601／JISX0301等の標準規格に準拠。	応答時刻、もしくは現在残高および支払可能残高の基準日における基準時刻を示す。
<b>拡張項目（例）</b>			
6	支払可能残高	半角表記。原則として、ISO4217等の標準規格に準拠。	応答時点または基準日時における支払可能残高を示す。 金融機関により貸越極度や資金化されていない手形残高等を含むため、留意が必要。 例) 現在残高－他店券残高 ＋貸越極度額

\*1 単一口座のみの残高照会機能の場合は省略可。

\*2 支店コード（または支店名）、預金種目コード（または預金種目）、口座番号、口座名義人等の各項目を応答。

\*3 応答する残高の通貨コードが常に同一の場合（例えば円）は省略可。

\*4 応答時点の最新の現在残高および支払可能残高を示す場合は省略可。

### 3.1.2 法人預金口座

[応答メッセージ]

#	項目	値の記述方法	説明
<b>標準項目</b>			
1	口座識別子 <sup>*1, 2</sup>	任意に設定	対象口座を特定するための情報 例)任意のキー項目(支店コード、預金種目など)と口座番号を組み合わせた値
2	通貨コード <sup>*3</sup>	原則として、ISO4217等の標準規格に準拠。	通貨単位を示す。 例) JPY、USD (ISO4217の場合)
3	現在残高	半角表記。原則として、ISO4217等の標準規格に準拠。	応答時点または基準日時における現在残高を示す。
4	基準日 <sup>*4</sup>	原則として、RFC3339、ISO8601／JISX0301等の標準規格に準拠。	応答日付、もしくは現在残高および支払可能残高の基準日を示す。
5	基準時刻 <sup>*4</sup>	同上	応答時刻、もしくは現在残高および支払可能残高の基準日における基準時刻を示す。

#	項目	値の記述方法	説明
拡張項目（例）			
6	支払可能残高	半角表記。原則として、ISO4217等の標準規格に準拠。	応答時点または基準日時における支払可能残高を示す。金融機関により貸越極度や資金化されていない手形残高等を含むため、留意が必要。 例) 現在残高－他店券残高＋貸越極度額
7	他店券残高	同上	応答時点または基準日時における他店券金額を示す。
8	貸越極度額	同上	応答時点または基準日時における貸越極度額を示す。
9	前日残高	同上	応答時点または基準日時における起算日取引等を勘案した前日残高を示す。
10	前月末残高	同上	応答時点または基準日時における起算日取引等を勘案した前月末残高を示す。

\*1 単一口座のみの残高照会機能の場合は省略可。

\*2 支店コード（または支店名）、預金種目コード（または預金種目）、口座番号、口座名義人等の各項目を応答。

\*3 応答する残高の通貨コードが常に同一の場合（例えば円）は省略可。

\*4 応答時点の最新の現在残高および支払可能残高を示す場合は省略可。

## 3.2 入出金取引明細照会

個人預金口座、法人預金口座それぞれに係る入出金取引明細照会機能を有するAPIの応答メッセージの電文仕様標準を以下のとおりとする。

### 3.2.1 個人預金口座

[応答メッセージ]

#	項目	値の記述方法	説明
標準項目			
応答情報明細			
1	口座識別子 <sup>*1, 2</sup>	任意に設定	対象口座を特定するための情報 例)任意のキー項目(支店コード、預金種目など)と口座番号を組み合わせた値

#	項目	値の記述方法	説明
2	通貨コード*3	原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	通貨単位を示す。 例) JPY、USD (ISO4217 の場合)
3	対象期間 (From) *4	原則として、RFC3339、ISO8601 / JISX0301 等の標準規格に準拠。	応答する明細の対象期間を表示。
4	対象期間 (To) *4		
5	基準日*5	同上	応答日付、もしくは入出金取引明細の基準日を示す。
6	基準時刻*5	同上	応答時刻、もしくは入出金取引明細の基準時刻を示す。
7	継続情報	任意に設定	応答した入出金取引明細の継続情報の有無を示すフラグや取得キー、照会番号等を回答。 例) 続き有り、1/2 ページ
入出金取引明細			
8	取引日	原則として、RFC3339、ISO8601 / JISX0301 等の標準規格に準拠。	記帳された取引日を示す。
9	起算日 (該当時のみ)	同上	取引日と起算日が異なる場合に起算日を応答。
10	入払区分*6	任意に設定	入出金の状態を示す。 例) 1 : 入金、2 : 出金 (全銀フォーマットの場合)
11	取引金額*6	半角表記。原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	取引金額を示す。 金融機関によっては他店券金額を含む場合に、取引金額中の他店券金額も応答。
12	摘要内容	左詰めで記載。 文字形式は任意に設定。	紐付く摘要内容を示す。 例) 振込依頼人名、 口座振替引落明細
拡張項目 (例)			
13	取引後残高	半角表記。原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	取引後残高を示す。 複数の取引明細を一括処理するケースにおいては、当該取引単位での残高を応答。

#	項目	値の記述方法	説明
14	取引時刻	原則として、RFC3339、ISO8601 ／JISX0301等の標準規格に準拠。	入出金明細情報の取引時刻を示す。 #8、9とあわせての応答も可。

\*1 単一口座のみの入出金取引明細照会機能の場合は省略可。

\*2 支店コード（または支店名）、預金種目コード（または預金種目）、口座番号、口座名義人等の各項目を応答。

\*3 応答する残高の通貨コードが常に同一の場合（例えば円）は省略可。

\*4 リクエスト電文で期間が明確であり、その対象期間をそのまま応答する場合は省略可。

\*5 応答時点の最新の入出金取引明細を示す場合は省略可。

\*6 入払区分と取引金額の組合せによる応答に代えて、「入金金額」、「出金金額」等を用いて取引金額を表示することも可。

### 3.2.2 法人預金口座

[応答メッセージ]

#	項目	値の記述方法	説明
<b>標準項目</b>			
応答情報明細			
1	口座識別子 <sup>*1、2</sup>	任意に設定	対象口座を特定するための情報 例)任意のキー項目(支店コード、 預金種目など)と口座番号を組み 合わせた値
2	通貨コード <sup>*3</sup>	原則として、ISO4217等の標準規 格に準拠。	通貨単位を示す。 例) JPY、USD (ISO4217の場合)
3	対象期間 (From) <sup>*4</sup>	原則として、RFC3339、ISO8601 ／JISX0301等の標準規格に準拠。	応答する明細の対象期間を表示。
4	対象期間 (To) <sup>*4</sup>		
5	基準日 <sup>*5</sup>	同上	応答日付、もしくは入出金取引明 細の基準日を示す。
6	基準時刻 <sup>*5</sup>	同上	応答時刻、もしくは入出金取引明 細の基準時刻を示す。
7	継続情報	任意に設定	応答した入出金取引明細の 継続情報の有無を示すフラグや 取得キー、照会番号等を回答。 例) 続き有り、1/2 ページ
入出金取引明細			
8	取引日	原則として、RFC3339、ISO8601 ／JISX0301等の標準規格に準拠。	記帳された取引日を示す。

#	項目	値の記述方法	説明
9	起算日 (該当時のみ)	同上	取引日と起算日が異なる場合に 起算日を応答。
10	入払区分 <sup>*6</sup>	任意に設定	入出金の状態を示す。 例) 1:入金、2:出金 (全銀フォーマットの場合)
11	取引金額 <sup>*6</sup>	半角表記。原則として、 ISO4217等の標準規格に準拠。	取引金額を示す。 金融機関によっては他店券金額 を含む場合に、取引金額中の 他店券金額も応答。
12	摘要内容	左詰めで記載。 文字形式は任意に設定。	紐付く摘要内容を示す。 例) 振込依頼人名、 口座振替引落明細
<b>拡張項目 (例)</b>			
13	取引後残高	半角表記。原則として、 ISO4217等の標準規格に準拠。	取引後残高を示す。 複数の取引明細を一括処理する ケースにおいては、当該処理 単位での残高を応答。
14	EDI 情報	入出金取引に紐付く EDI 情報を 左詰め。	入力された EDI 情報を示す。
15	振込依頼人名	振込依頼人名を左詰め。	被仕向振込入金に関する 振込依頼人名を示す。
16	取引時刻	原則として、RFC3339、ISO8601 /JISX0301等の標準規格に準拠。	入出金明細情報の取引時刻を示 す。#8、9とあわせての応答も可。

<sup>\*1</sup> 単一口座のみ入出金取引明細照会機能の場合は省略可。

<sup>\*2</sup> 支店コード(または支店名)、預金種目コード(または預金種目)、口座番号、口座名義人等の各項目を応答。

<sup>\*3</sup> 応答する残高の通貨コードが常に同一の場合(例えば円)は省略可。

<sup>\*4</sup> リクエスト電文で期間が明確であり、その対象期間をそのまま応答する場合は省略可。

<sup>\*5</sup> 応答時点の最新の入出金取引明細を示す場合は省略可。

<sup>\*6</sup> 入払区分と取引金額の組合せによる応答に代えて、「入金金額」、「出金金額」等を用いて取引金額を表示することも可。

### 3.3 振込

個人預金口座、法人預金口座それぞれに対する振込機能を有する API の依頼メッセージの電文仕様標準を以下のとおりとする。

#### 3.3.1 個人預金口座からの振込

[依頼メッセージ]

#	項目	値の記述方法	説明
標準項目			
1	振込日	原則として、RFC3339、ISO8601／JISX0301 等の標準規格に準拠。	振込指定日を示す。
2	振込金額	半角表記。原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	取引金額を示す。
3	依頼人口座店番	半角表記	資金移動元の店番号を示す。
4	依頼人口座預金 種目コード	半角表記	資金移動元の預金種目のコードを示す。
5	依頼人口座番号	半角表記	資金移動元の口座番号を示す。
6	受取人口座金融 機関コード	半角表記	資金移動先の銀行コードを示す。
7	受取人口座店番	半角表記	資金移動先の店番号を示す。
8	受取人口座預金 種目コード	半角表記	資金移動先の預金種目のコードを示す。
9	受取人口座番号	半角表記	資金移動先の口座番号を示す。
拡張項目 (例)			
10	依頼人名 (カナ)	カナ表記	資金移動元の依頼人名を示す。
11	依頼人口座店名	カナ表記	資金移動元の店名を示す。
12	受取人名 (カナ)	カナ表記	資金移動先の受取人名を示す。
13	受取人口座金融 機関名 (カナ)	カナ表記	資金移動先の銀行名を示す。
14	振込手数料	半角表記。原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	取引の手数料を示す。

#	項目	値の記述方法	説明
15	依頼人口座金融機関名 (カナ)	カナ表記	資金移動元の銀行名を示す。
16	依頼人口座金融機関コード	半角表記	資金移動元の銀行コードを示す。
17	受取人口座店名	カナ表記	資金移動先の店名を示す。
18	受取人口座通貨コード	原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	資金移動先の口座通貨コードを示す。

### 3.3.2 法人預金口座からの振込

[依頼メッセージ]

#	項目	値の記述方法	説明
<b>標準項目</b>			
1	振込日	原則として、RFC3339、ISO8601/JISX0301 等の標準規格に準拠。	振込指定日を示す。
2	振込金額	半角表記。原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	取引金額を示す。
3	依頼人口座店番	半角表記	資金移動元の店番号を示す。
4	依頼人口座預金種目コード	半角表記	資金移動元の預金種目のコードを示す。
5	依頼人口座番号	半角表記	資金移動元の口座番号を示す。
6	受取人口座金融機関コード	半角表記	資金移動先の銀行コードを示す。
7	受取人口座店番	半角表記	資金移動先の店番号を示す。
8	受取人口座預金種目コード	半角表記	資金移動先の預金種目のコードを示す。
9	受取人口座番号	半角表記	資金移動先の口座番号を示す。
<b>拡張項目 (例)</b>			
10	依頼人名 (カナ)	カナ表記	資金移動元の依頼人名を示す。

#	項目	値の記述方法	説明
11	依頼人口座店名	カナ表記	資金移動元の店名を示す。
12	受取人名 (カナ)	カナ表記	資金移動先の受取人名を示す。
13	受取人口座金融機関名 (カナ)	カナ表記	資金移動先の銀行名を示す。
14	振込手数料	半角表記。原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠。	取引の手数料を示す。
15	依頼人口座金融機関名 (カナ)	カナ表記	資金移動元の銀行名を示す。
16	依頼人口座金融機関コード	半角表記	資金移動元の銀行コードを示す。
17	受取人口座店名	カナ表記	資金移動先の店名を示す。
18	受取人口座通貨コード	原則として、ISO4217 等の標準規格に準拠	資金移動先の口座通貨コードを示す。
19	総給振依頼区分	任意に設定	総合振込、給与振込、賞与振込などの区分を示す。
20	種別コード	任意に設定	総合振込などにおける取引種別コードを示す。
21	合計金額	任意に設定	総合振込などにおける合計金額を示す。
22	合計件数	任意に設定	総合振込などにおける合計件数を示す。
23	手数料区分	任意に設定	手数料を先方負担、当方負担とするかの区分を示す。
24	EDI 情報	振込取引に紐づく EDI 情報を左詰め。	入力された EDI 情報を示す。
25	顧客コード 1、2	任意に設定	EDI 情報の設定に際し、依頼人が定めた受取人を識別するための会社コードなどの任意の文字列を示す。

## 4. 共通事項

電文標準仕様として定義することではないが、API 連携を目指す銀行と FinTech 企業等が詳細検討を行ううえで、事前に整理、明確化しておくことが望ましい項目を以下にまとめる。

#	項目	留意事項
1	データ型	int、string 等のデータ型を明確化
2	英字表記	各項目の英字表記を明確化 例) 現在残高 → current balance 等
3	エラー電文の内容	エラーコード (HTTP ステータスコード)、 エラーメッセージの一覧とその意味をリスト化
4	応答を省略する 場合の返答方法	項目をセットするか否かについて明確化。 また項目セットし応答する場合は「Null」や 「- (半角ハイフン)」等を項目毎に記載。
5	口座を特定するための 情報	口座情報をユニークに特定するための情報の組み合わせ方法を例示。口座識別子として特定の体系を定めている場合は、その体系を示すことでも可。 例 1) 支店コード、預金種目コード、口座番号を 組み合わせることで特定。 例 2) IC キャッシュカード基本形等の基準に準拠。
6	取引明細を特定する 情報	取引明細をユニークに特定するための情報の組み合わせ方法を例示 <sup>6</sup> 。固有の識別子がある場合は当該情報を示すことでも代替可能。

以 上

<sup>6</sup> 例えば日付や時刻等との組み合わせが考えられる。

別添

## オープンAPIのあり方に関する検討会名簿（2018年12月）

メンバー	佐野 泰志	（株）三井住友銀行決済商品開発部長
	岩瀬 豪	（株）三菱UFJ銀行デジタル企画部副部長
	阿部 展久	（株）みずほフィナンシャルグループデジタルイノベーション部長
	平田 慶介	（株）福岡銀行デジタル戦略部長
	松木 誠一郎	（株）京葉銀行営業企画部デジタル戦略担当部長
	吉本 憲文	住信SBIネット銀行（株）FinTech事業企画部長
	佐畑 大輔	（株）NTTデータ e-ビジネス営業統括部長
	羽川 茂雄	日本アイ・ピー・エム（株）金融・郵政Gサービス事業部金融ビジネスソリューションパートナー
	水上 保	（株）日立製作所全国金融システム本部企画販売推進部長
	丸山 弘毅	Fintech協会代表理事会長／（株）インセキュリオン・グループ代表取締役
	Mark Makdad	Fintech協会理事／マネーツリー（株）Chief of Platform
	瀧 俊雄	一般社団法人電子決済等代行業者協会代表理事／ （株）マネーフォワード取締役兼Fintech研究所長
	岡本 浩一郎	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会理事／ 弥生（株）代表取締役社長
	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	小出 篤	学習院大学法学部教授
	松尾 元信	金融庁企画市場局参事官
	志村 秀一	金融情報システムセンター企画部長
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
オブザーバー	副島 豊	日本銀行決済機構局審議役 FinTech センター長
	鎌田 沢一郎	日本証券業協会管理本部共同本部長
	正木 秀人	日本クレジットカード協会／三菱UFJニコス（株）経営企画部経営情報室長
事務局	一般社団法人全国銀行協会	

（敬称略）